

新屋図書館におけるＵＳＢメモリー（１本）の紛失について

- 1 紛失判明の日時 平成26年9月29日（月）午前9時頃
- 2 紛失したと想定される期間 9月24日（水）～29日（月）の間
＊27日（土）、28日（日）は、週休日
- 3 紛失したと想定される場所 新屋図書館事務室内
- 4 経緯
 - ・24日（水）に、紛失したＵＳＢメモリーを臨時職員Ａが使用した。
 - ・週明けの29日（月）の朝9時過ぎ、囑託職員が当該ＵＳＢメモリーを使用しようとしたが、所定の場所にはないことに気がついた。
 - ・館内を搜索したが発見できず、10月1日（水）午後2時50分、教委総務課へ連絡した。現在も搜索中である。
 - ・9月24日～29日は閉館中のため、館内への出入りは職員と関係業者のみである。
 - ・外部へのＵＳＢメモリーの持ち出しはしていない。
- 5 紛失したＵＳＢメモリーの内容
 - ・館内ポスター、配布物等のひな形のほか、今年度実施した「夏休み子ども講座」および「新屋郷土史講座」の申込者57人の個人情報（カタカナ表記の氏名および電話番号）を保存
- 6 紛失原因
 - ・ＵＳＢメモリーの管理については、「ＵＳＢメモリー等の記録媒体の取り扱いについて（通知）」（平成23年12月2日付け情統号外）により、徹底すべき事項が指示されていたにもかかわらず、ＵＳＢメモリーの保管および貸出し等についての記録簿を作成していなかったことによるものである。
- 7 対応
 - ・新屋図書館では、引き続き紛失したＵＳＢメモリーの搜索を続けていく。また、個人情報that保存されていた57人の方へ電話による謝罪を行ったほか、住所を教えていただいた9人の方へは、謝罪文を送付した。
 - ・教育委員会では、委員会内の各課所室館に対し、「ＵＳＢメモリー等の記録媒体の取り扱いについて（通知）」（平成23年12月2日付け情統号外）による通知内容に基づき、ＵＳＢメモリーの管理を徹底するよう10月2日付けで指示した。また、今後も定期的に管理状況の確認を行っていく。